

事務局（局長）	<p>只今から、令和7年第4回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局（局長）	<p>只今から議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中18名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、23番 武内誠委員、34番 跡部雅委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、6番 須藤賢一委員と7番 明後久利委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第24号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農地係長）	<p>議案書の説明に入る前に、議案説明資料に今回変更点がありますので2ページをご覧ください。</p> <p>議案説明資料は、ご存じのとおり3条案件の許可・不許可を判断するための事項を記載しております。</p> <p>今回、令和7年4月1日付けで農地法が改正されたことにより、許可についての判断基準が改められました。詳細は本日の「その他」にてご説明いたしますが、第1号関係（全部効率利用要件）の中に「農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等」という項目を追加しております。</p> <p>農地法をはじめとする法律の違反がないこと、また、過去に権利取得後の農地等を耕作せず取得後3年以内に他者に譲り渡す、転用するなどの行為がないことを確認する内容となっておりますので、ご承知おきいただければと思います。</p> <p>それでは、議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>1番は、中村字福間口の畑1筆200.76㎡について、譲受人が購入した家に隣接する農地を取得し新たに耕作管理を始めるものです。</p> <p>所有権移転後は、野菜を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>2番は、若宮字ヲモテヤシキの畑1筆772㎡について、共有している農地の持分を譲渡人から譲受人に一部譲渡するものです。</p> <p>所有権移転後は、露地野菜や果樹を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>3番は、東大洲の田1筆1,023㎡について、譲受人が自宅付近の農地を購入し新たに耕作管理を始めるものです。</p>

所有権移転後は、露地野菜を栽培する計画です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

4番は、五郎の田1筆と畑2筆の合計928㎡について、譲渡人が体調不良で耕作管理が困難となったため知人に申請地を譲渡するものです。

所有権移転後は、野菜を栽培する計画です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

5番は、菅田町菅田の田3筆合計1,784㎡について、譲受人が経営規模拡大を図るため、申請地を購入するものです。

所有権移転後は、水稻を栽培する計画です。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

6番は、春賀の田1筆と八多喜町の畑4筆の合計4,036㎡について、譲受人が経営規模拡大を図るため申請地を取得するものです。

所有権移転後は、水稻及び麦を栽培する計画です。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

7番は、新谷の田2筆と樹園地1筆の合計2,335㎡について、譲受人が経営規模拡大を図るため、申請地を取得するものです。

所有権移転後は、水稻及び栗を栽培する計画です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

8番は、新谷の田1筆976㎡について、譲受人が経営規模拡大を図るため、申請地を購入するものです。

所有権移転後は、水稻を栽培する計画です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

9番は、蔵川字本村の田2筆1,804㎡について、譲渡人は後継者がおらず、高齢で耕作管理が困難なため、これまで申請地を借り受けて耕作していた譲受人に譲渡するものです。

所有権移転後は、水稻を栽培する計画です。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

10番は、肱川町中居谷の畑1筆1,109㎡について、譲渡人が相続した農地を耕作管理することが困難となったため付近に住む譲受人に譲渡するものです。

所有権移転後は、栗を栽培する計画です。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

以上10件につきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。

1番。

2番

1番、2番案件について、続けてご説明いたします。

議案説明資料は2ページを参考にしてください。

1番案件は、売買による所有権移転です。

申請地は、大洲市立喜多保育所から西へ約90mのところにある農地です。

先月21日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。

今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より「令和5年に申請地に隣接する家を購入し、1年の半分ほどは大洲市で生活している。今後はトマトやチンゲンサイなどを栽培したい」旨の「新規営農計画書」が

提出されております。

農業に必要な農機具等の所有も問題なく、今後は、農業経験のある夫、弟とともに耕作管理を行うとのことですので、今後の耕作状況を見守っていくこととします。

引き続き、2番案件についてご説明します。

議案説明資料は3ページを参考にしてください。

2番案件は、5人の共有名義となっているうちの1人である譲渡人が持分を手放すこととなったため、共有名義となっている譲受人2名に対し持分を譲渡するものです。

申請地は、大洲市総合福祉センターから北西へ約100mのところにある農地です。

先月21日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。

譲受人は、夫婦で年間を通じて農業に従事しており、今後も露地野菜や果樹の栽培を行うため耕作管理に問題はないと考えます。

調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで1番案件、2番案件ともに農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

3番。

3番

3番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は4ページを参考にしてください。

3番案件は、売買による所有権移転です。

申請地は、大洲市立図書館から南へ約300mのところにある農地です。

先月21日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。

今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より「野菜の価格が高騰していることもあり、家族で自家消費程度の野菜を栽培していきたい」旨の「新規営農計画書」が提出されております。

農業に必要な農機具等の所有も問題なく、今後は妻、息子夫婦とともに耕作管理を行うとのことですので今後の耕作状況を見守っていくこととします。

そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

4番。

4番

4番案件についてご説明いたします。

議案説明資料は5ページを参考にしてください。

4番案件は、贈与による所有権移転です。

申請地は、五郎コミュニティセンターから半径300m以内に点在する農地です。

先月21日に事務局職員と現地確認を行いました。

申請地は一部を除いて雑草が繁茂し、しばらくは耕作されていない状

	<p>況でしたが、今後、譲受人が整備を行い耕作管理していくとのことです。</p> <p>今回、申請地を取得するにあたって譲受人より今後は野菜を栽培する旨の「新規営農計画書」が提出されております。</p> <p>譲受人は会社員ですが、実家が申請地の徒歩5分程度のところにあり度々帰るとのことです。今後は農業経験のある父親、また、市内に住む妹とともに年間を通じて農業に従事するとのことです。今後の耕作状況を見守っていくこととします。</p> <p>そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	5番。
11番	<p>5番案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は6ページを参考にしてください。</p> <p>5番案件は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、大洲市立菅田小学校から南南東に約750mのところにある農地です。</p> <p>先月19日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。</p> <p>譲受人は、現在も水稻、野菜などを栽培しており、今後も妻とともに年間を通して農業に従事するとのことであり耕作管理に問題はないと考えます。</p> <p>そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	6番。
22番	<p>6番案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は7ページを参考にしてください。</p> <p>6番案件は、贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は、三善コミュニティセンターから北西に約700mのところにある農地1筆と、大洲・喜多衛生事務組合清流園から南東に半径約500m以内に点在する農地4筆です。</p> <p>先月19日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。</p> <p>譲受人は、現在も水稻、麦などを栽培しており、今後も年間を通して農業に従事するとのことです。今後の耕作管理に問題はないと考えます。</p> <p>そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	7番。
19番	7番案件、8番案件について、続けてご説明いたします。

議案説明資料は8ページを参考にしてください。

7番案件は、贈与による所有権移転です。

申請地は、新谷コミュニティセンターから南西に半径約900mの範囲に点在する農地です。

先月19日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。

譲受人が市外在住ですが、今後も譲渡人である父親ら家族とともに年間を通じて農業に従事するとのことで今後の耕作管理に問題はないと思われま

す。続けて、8番案件についてご説明いたします。

議案説明資料は9ページを参考にしてください。

8番案件は、売買による所有権移転です。

申請地は、新谷コミュニティセンターから南西に約300mのところにある農地です。

先月19日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。

譲受人は、先ほどの7番案件の譲受人と同一です。今後も家族とともに年間を通じて農業に従事するとのことで今後の耕作管理に問題はないと思われま

す。そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上2件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

9番。

14番

9番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は10ページを参考にしてください。

9番案件は、贈与による所有権移転です。

申請地は、大川コミュニティセンター蔵川分館から南に約300m以内にある農地2筆です。

先月7日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。

譲受人は、現在も水稻、麦などを栽培しており、今後も年間を通して農業に従事するとのことです

ので耕作管理に問題はないと考えます。なお、調査報告書の中で所有地の面積に非耕作地が548㎡ありますが、これについては現況が山林となっていることから譲受人より非農地証明願が出ており、この後の議案で審議いただく予定です。

そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

10番。

33番

10番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料は11ページを参考にしてください。

10番案件は、贈与による所有権移転です。

申請地は、中居谷集会所から北東に約1kmのところにある農地です。

	<p>先月19日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。</p> <p>譲受人は、現在も水稻、野菜などを栽培しており、今後も年間を通して農業に従事することですので耕作管理に問題はないと考えます。</p> <p>なお、調査報告書の中で所有地の面積に非耕作地がありますが、このうち122㎡については農作物の作業場等になっており、農業用施設の建設届が提出される予定です。その他は現況が山林となっていることから、譲受人より非農地証明願が出ており、この後の議案で審議いただく予定です。</p> <p>そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>地元委員からの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p> <p>2番案件について、農地を何人で共有しているということですか。</p>
事務局（専門員兼農政係長）	<p>元々は3人で共有しており、昨年9分の1を2人へ譲り、今回も同一の2人へ9分の1を譲る形となります。現在は5人で共有していることとなります。</p>
事務局（局長）	<p>昨年、3人のうち3分の1所有のお一人が9分の1を他のお二人に18分の1ずつ譲り渡し、今回のご審議も同様に9分の2のうち9分の1をお二人に18分の1ずつ譲り渡すことから、3人が9分の1ずつ所有することになります。</p> <p>したがいまして、ご審議により許可を受けましたら、元の3人に加えて2名に贈与しておりますので、5人で共有することになるかと思えます。</p>
議長（会長）	<p>分かりました。</p> <p>ほかに何かご質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第25号『農地転用事業計画変更申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（次長）	<p>議案第25号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書3ページ並びに議案説明資料12ページから16ページまでをあわせてご覧ください。</p>

	<p>1番、八多喜町の土地5, 256㎡の案件は、平成27年4月27日付で転用許可となっている案件です。</p> <p>申請者は、バーク堆肥、有機質肥料の製造及び販売を行う会社であります。バーク堆肥とは、植物の樹皮を粉砕して発酵させた肥料で、転用許可当時は袋詰め前の製品の堆積場が不足していることから堆肥舎の建築を計画しておりましたが、資金繰りが悪化し堆肥舎の建築資金が不足するため、今回、堆肥舎建築から露天堆肥置場へ事業計画を変更しようとするものです。</p> <p>立地基準は、農用地域内にある農業用施設用地ですが、農地法第5条第2項ただし書き（農用地利用計画において指定された用途に供する場合）による例外規定が適用されます。したがって、立地基準には適合しており一般基準についてご審議をお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p> <p>1番。</p>
22番	<p>それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の12ページから16ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、13ページの位置図のとおり八多喜コミュニティセンターから南西へ約2.3kmのところに位置する農地になります。</p> <p>本件は、事務局説明のとおり平成27年4月に転用許可を受けている案件です。</p> <p>案件は、資金繰りに困り、やむを得ず建物を建築せずに露天の堆肥置場を造成するという土地利用計画の変更が必要になったことによるものです。</p> <p>まず、立地基準ですが、事務局の説明のとおり農用地域内ではありますが、例外規定が適用されることから問題ないものと思われます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、計画変更承認があり次第、自己資金にて着工したいとのことであり問題ないものと思われます。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、周辺の農地に影響を及ぼさないよう造成の際には隣地との境界から数mの緩衝地を設け、製品置場周囲には法面を設けて土砂の流失及び汚水の流出を防止するとし、雨水排水は堆肥置場内で集水し沈殿池を経由した後、道路西側の水路に排水するとのこと。また、隣接に農地がありますが、所有者から了解を得ているとのことから問題ないものと思われます。</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため計画変更はやむを得ないものと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり変更承認相当として送付することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第26号『非農地証明について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼
農政係長）

議案第26号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書4ページと5ページ並びに議案説明資料17ページから31ページまでをあわせてご覧ください。

1番、蔵川字丸山の土地2筆合計548㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、また、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地のうち面積が小さいほうの土地については昭和45年頃に亡父が杉を植林し、また、もう一方の土地については傾斜があり農業用機械が入らず、平成2年以前から20年以上耕作管理していないため自然潰廃して竹等が生えており、現在は農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。

2番、蔵川字長谷の土地2筆合計1,163㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地に亡き叔父が昭和60年頃に杉を植林し、現在は農地への復旧することが著しく困難となったとのことでございます。

3番、肱川町中居谷の土地3筆合計1,437㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、また、転用（植林に限る：20年以上経過）し復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地のうち面積が一番小さい農地については急勾配な斜面な上、面積も小さく耕作管理が非効率であったため昭和60年頃から放置した結果、自然潰廃して雑木等が繁茂し農地への復旧が著しく困難な状態となったため、また、残りの農地についても急勾配な斜面で耕作管理が非効率であるため昭和60年頃に申請者が杉等を植林し、現在は農地へ復旧することが著しく困難となったとのことでございます。

4番、肱川町中津の土地4筆合計4,793㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、また、転用（植林に限る：20年以上経過）し復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地のうち現況が原野の農地については農業用機械も入らない生産性が低い農地で30年以上耕作管理をしておらず雑木が繁茂しており、また、現況が山林の農地については30年以上前に申請者が杉や桧を植林して成長しており、各農地について農地への復旧が著しく困難な状態となったとのことでございます。

以上4件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。

1番。

14番

それでは1番及び2番案件について、調査結果をご報告いたします。
まず、1番案件についてです。

議案説明資料の17ページから20ページを参考にしてください。

申請地は、18ページの位置見取図のとおり大川コミュニティセンター蔵川分館から約500m又は約820mのところに位置する農地になります。

3月25日に事務局担当者と現地確認を行いました。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況及び土地の荒廃状況などから、少なくとも植林又は耕作放棄から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われま

す。よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

次に、2番案件についてです。

議案説明資料の21ページから23ページを参考にしてください。

申請地は、22ページの位置見取図のとおり大川コミュニティセンター蔵川分館から約900mのところに位置する農地になります。

3月25日に事務局担当者と現地確認を行いました。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況などから少なくとも植林から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われま

す。よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

3番。

33番

3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の24ページから28ページを参考にしてください。

申請地は、25ページの位置見取図のとおり正山コミュニティセンターから約2.3kmから2.5kmまでの範囲に位置する農地になります。

3月19日に事務局担当者と現地確認を行いました。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況及び土地の荒廃状況などから、少なくとも耕作放棄又は植林から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われま

す。よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

4番。

35番

それでは、4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の29ページから31ページを参考にしてください。

申請地は、30ページの位置見取図のとおり中津集会所を中心として約50mから100mまでの範囲に位置する農地になります。

3月19日に事務局担当者と現地確認を行いました。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況及び土地の荒廃状況などから、少なくとも耕作放棄又は植林から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われま

す。よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、この証明願に係る土地について非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願に係る土地について非農地と判断し、証明書を交付することに決定しました。 次に、 議案第 27 号『農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について』 を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農地係長）	議案書 6 ページをご覧ください。 本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、大洲市長より農業委員会に対して農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたため農業委員会の意見を決定するものです。 昨年度までは農用地利用集積計画として農業委員会で決定しておりましたが、基盤強化促進法等の改正により農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。 令和 5 年 4 月 1 日に改正後、経過措置として前回までは引き続き利用集積計画等を定めていましたが、今後は全ての貸借は中間管理機構を介すものとして農用地利用集積等促進計画を定めることとなり、農業委員会は今後は市長に対し意見を提出することとなりました。 貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては記載のとおりです。 今回の概要は、議案書 18 ページに記載のとおり利用権設定の件・筆数が 28 件・72 筆、利用権設定の総面積は 65,504㎡です。 問題なければ意見について特になしと回答することとしたいと考えております。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
委 員	（意見なし）
議 長（会長）	特にご意見もないようですので、本案を原案のとおり意見なしとして決定することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして市長へ答申することに決定することにいたしました。 以上で、本日の定例総会に提案しました議案のすべての審議が終了いたしましたので議事を閉じることにいたします。